NEW YORK OFFICE MIAMI SUB-OFFICE（ニューヨーク事務所マイアミ出張所）	7284 W. Palmetto Park Road, Boca Raton, Florida 33433, UNITED STATES OF AMERICA
MONTREAL OFFICE（モントリオール事務所）	1 Westmount Square, Westmount, Quebec H3Z 2P9, CANADA
VANCOUVER OFFICE（バンクーバー事務所）	700 West Pender Street, Vancouver, British Columbia, V6C 1G8, CANADA
NEW ORLEANS OFFICE（ニューオルリンズ事務所）	433 Metairie Road, Metairie, Louisiana 70005, UNITED STATES OF AMERICA
HOUSTON OFFICE（ヒューストン事務所）	1221 McKinney Street, Houston, Texas 77010, UNITED STATES OF AMERICA
SEATTLE OFFICE（シアトル事務所）	18000 International Boulevard, SeaTac, Washington 98188, UNITED STATES OF AMERICA
LOS ANGELES OFFICE（ロサンゼルス事務所）	444 West Ocean Boulevard, Long Beach, California 90802, UNITED STATES OF AMERICA
PANAMA OFFICE（パナマ事務所）	Bella Vista, District and Province of Panama, REPUBLIC OF PANAMA
PANAMA OFFICE VERACRUZ SUB-OFFICE（パナマ事務所ベラクルス出張所）	Ruiz Cortines No. 1360, Despacho No. 32 Frac. Costa de Oro, Boca del Rio, Veracruz, UNITED MEXICAN STATES
PANAMA OFFICE GUAYAQUIL SUB-OFFICE（パナマ事務所グアヤキル出張所）	Av. Mercedes de Sanchez y Elisa Roca de Roca, Guayaquil, REPUBLIC OF ECUADOR
VALPARAISO OFFICE（バルパライソ事務所）	Avenue Nueva Libertad 1405, Of. 1703, Vina del Mar, Region Valparaiso, REPUBLIC OF CHILE
BUENOS AIRES OFFICE（ブエノスアイレス事務所）	Av. Sucre 2074, Piso 2, UF "9", Beccar, Partido de San Isidro, Pcia de Buenos Aires, ARGENTINE REPUBLIC
RIO DE JANEIRO OFFICE（リオデジャネイロ事務所）	Avenida das Americas 1650, Rio de Janeiro, FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL

○国土交通省告示第千百四十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検査機関の登録を更新したので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十二年十月五日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十二年八月三十日

二　登録番号　1

三　登録の更新を受けた検査機関の名称　財団法人日本舶用品検定協会

四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号

五　代表者の氏名　矢部　哲

六　船舶安全法別表第五の上覧に掲げる検査の区分　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査

七　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百三条第一項に規定する危険物の容器及び包装の検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	住所
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目７番12号　東新ビル７階
北九州支部	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目４番21号　魚町センタービル５階

○国土交通省告示第千百四十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検査機関の登録を更新したので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十二年十月五日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十二年八月三十日

二　登録番号　1

三　登録の更新を受けた検査機関の名称　社団法人日本海事検定協会

四　住所　東京都中央区八丁堀一丁目九番７号

五　代表者の氏名　鬼塚　雄介

六　船舶安全法別表第五の上欄に掲げる検査の区分

イ　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査

ロ　危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査

七　検査を行う事業所の名称及び住所

イ　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他の積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	住所
検査第一サービスセンター	東京都港区芝浦二丁目14番９号
検査第二サービスセンター	神奈川県川崎市川崎区新川通11番３号
北海道事業所	北海道札幌市中央区北四条西六丁目１
室蘭事務所	北海道室蘭市海岸町一丁目無番地
釧路事務所	北海道釧路市西港一丁目100番15号
苫小牧事務所	北海道苫小牧市元中野町二丁目２番15号